ＳＡＧＡブルーベルズ　規約

（名称及び所在地）

第１条　本団体（以下、本クラブ）はＳＡＧＡブルーベルズと称する。
設立日は平成３０年１２月１日とし本部事務所は佐賀県佐賀市久保田町徳万１７５４－３１に置く。

（目　的）

第２条　本クラブはバレーボール技術の向上と、心身の健全な育成をはかり、スポーツの正しい理解を深め地域のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

（構　成）

第３条　ジュニアＵ１２（小学生）及び、ジュニアユースＵ１５（中学生）によるスクールコースとジュニアクラブＵ１２（小学生）及び、クラブＵ１５（中学生）のアカデミーコースにより構成させる。

（入会資格及び手続き）

第４条　心身ともに健康で保護者も本規約に準ずることを承諾し、本クラブが入会に適すると認めた者とする。入会許可者は所定の入会申込・誓約書に記入し提出するとともに入会諸費用を納めること。

（会　費）

第５条　会費は別に定める年会費と運営費としての月謝を所定の方法で納入しなければならない。
遠征、合宿、大会等は別途費用を現金で納める。

（退　会）

第６条　退会する月の前月末日までに本クラブに申し出ること。

（保　険）

第７条　入会者は入会時に本クラブが指定するスポーツ安全保険に加入する。手続きは本クラブがおこなう。

（負傷時の処置と免責）

第８条　会員が本クラブの練習及び試合中に負傷した場合、応急処置は行うがその後の治療、通院、入院等について本クラブは責任を負わないとする。また本クラブの規則や指導者の指示に従わずに起きた事故または盗難等について賠償は負わない。

（除　名）

第９条　本クラブは規約に違反、または会員として相応しくないと判断された者を退会させることができる。
月謝の滞納が３ヶ月以上続いた場合、退会となる。

（休　校）

第10条　悪天候、災害、社会情勢の変化、その他、本クラブの活動が困難と判断した場合は休校とすることができる。

（会員遵守事項）

第11条　会員は本クラブに入会することを所属する学校長、またはクラブの代表に通知すること。
会員は本規約を遵守するとともに、本クラブの指導者の指示に従うこと。
会員または保護者等から指導者への指導方針、選手起用などの異議申し立ては一切受け付けない。
会員や他クラブ等に対し迷惑行為を行った者に、本クラブが退会を命ずることができる。

（附　則）

本クラブは必要に応じて本規約を改定することができ、本規約に関する事項について別に定める規則を定めることができる。

この規約は２０１８年１２月１日より施行する。

団体の名称を「ＳＡＧＡバレーボールアカデミー」から「ＳＡＧＡバレーボールクラブ」に変更する。（令和８年３月５日改正）

団体の名称を「ＳＡＧＡバレーボールクラブ」から「ＳＡＧＡブルーベルズ」に変更する。（令和８年１０月１日改正）